

平成 26 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

小論文問題紙

B日程

平成 25 年 10 月 26 日

10 : 00 ~ 12 : 00 (120 分)

(200 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 小論文の問題紙は 1 ページから 3 ページである。
3. 解答用紙は、問題 1、問題 2 問 1、問題 2 問 2 の 3 枚である。解答用紙の追加は認めない。
4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

問題 1 原爆の悲惨さを描いた故・中沢啓治氏の漫画「はだしのゲン」を子供たちが自由に閲覧できなくなるよう、松江市教育委員会が小中学校に指示した。「描写が過激で残酷な場面がある」との理由からだ。これについて、「閲覧禁止は権利侵害」（北海道新聞）など批判的な議論が全国的に新聞、雑誌などで行われた。次の文章は、この問題について、藤原和博氏が「今、君に考えてほしいこと」として2013年8月31日の毎日新聞（「よのなか科 15歳のニュース」）で、小中学生を相手に問題を提起したものである。

藤原和博氏は1955年生まれの教育改革家。リクルート退職後に47歳から5年間、東京都で初の民間校長として杉並区立和田中学校に勤務し、和田中学校をよみがえらせたと言われる。藤原氏の文章を読んで、以下の質問に答えなさい。

広島に被爆者たちの赤裸々な生活の日常を描いた漫画『はだしのゲン』が「表現が過激」だとして、島根県松江教育委員会が全小中学校にできるだけ貸し出さないように指導していた問題がありました。発覚から10日後に、閲覧制限を撤回しましたが、当初の判断としては、学校では児童生徒の発達段階に応じた指導が必要なので、不適切な描写のあるものは、できれば隠してしまいたかったということなのでしょう。一部表現に歴史教科書問題と同等の「自虐史観」（日本がひたすら悪かったという歴史観）が含まれるので不適切だとするイデオロギー的な告発を受けての対応でもあったようです。

ところでキミはこの物語を読んだことがありますか？ 著者の故・中沢啓治さんは自身も被爆者手帳をもつ一人で、その体験をもとに見事に戦争のむごたらしさをえぐり出しました。「自虐史観」どころか、むしろ原爆を落とした米国を批判するシーンも描かれています。ボクはこれを機会に、子供たちだけでなく全国の教育委員会や学校関係者に、第一巻だけでいいから読んで欲しいと思います。元（ゲン）は戦時中の広島に住む中岡家の三男。父親が戦争に反対して非国民呼ばわりされる生活と共に、沖縄戦での飛び降り自殺や手榴弾での自爆、兄が入隊した予科練での暴力ざた、特攻隊への志願と逃げ出した者への懲罰など、激しいシーンが描かれます。いっぽう、その対極の在日朝鮮人を含めた市民同士の暖かい情のつながりも。第一巻はエノラ・ゲイ号に積まれた原子爆弾「ピカドン」が投下され、ゲンが父と姉と弟を一気に失い、身重の母と生き残るシーンで終わります。

連載されていた「週少年ジャンプ」は当時、160万部売れていたオバケ雑誌で、回し読みする子を含めると500万人の読者がいると言われていました。それをいまさら囲い込んでも、この物語を隠蔽することは不可能でしょう。図書館の書庫に隠せば目に触れないだろうと考える姑息さに悲しささえ感じます。残酷シーンであれば、TVやネットの影響のほうがよほど大きいはずですから。

和田中の図書室には先生たちが好きな手塚治虫や宮崎駿作品以外にも漫画が1000冊以上あり、校長室にも300冊あったから、図書室の分室として良く1年生が立ち読みに来ました。なかには「寄生獣」という米国映画「ターミネーター」の原作になったともウワサされる残虐シーン満載の作品もありましたが、ボクの前であえて読ませました。根底には、人間も地球に寄生する獣であるという哲学的で深いテーマが隠されていたからです。こうした判断は教育委員会ではなく校長が独自にすればいいのです。さて、キミが校長なら「はだしのゲン」を読ませますか、隠しますか。

藤原和博「はだしのゲン 読ませる？隠す？キミの基準は」毎日新聞 2013年8月

問 残虐な絵のある漫画「はだしのゲン」の閲覧を制限したとする教育委員会の決定はいかなる問題があったと考えられるか。あなたの考えを述べなさい（100点）。

問題2 次の文章を読んで設問に答えなさい。

人生は真相不明なことに満ちている。友人の離婚、隣人の急な移転、人事異動の背景、当てにしていた話が立ち消えになった事情、友人がよそよそしくなった動機など、当人や関係者に聞けばわかるかもしれないが、普通はあれこれ憶測しながら、真相不明に終わる。

誰でも利害関係のある事柄については、真相を知ろうと努力する。しかしそれは、社会的なルールの中内では大抵困難で、その情報不足を補うものが、経験則ないし先入見である。「彼には以前騙されたから信用できない」「あの人はクリスチャンだから誠実であろう」などの判断がそれにあたる。ホームズやポアロのような名探偵たちは、犯人の残した僅かな手懸りから、その人間像を探り出そうとするが、その際にもこのような経験則が大きな役割を果たしている。しかしそれがどの程度当てになるか、この特定の個人はその例外ではないかという反省を欠くと、判断を誤り、偏見に基づいて人を差別することにもなる。「差別の源泉としてのステレオタイプ」が問題にされるのはそのためである。

真相不明の場合の一番合理的な態度は、真相判明まで判断を停止することであろう。科学者たちは、なかなか仮説を超えた決定的なことは言わない。しかし実践者としての人間は、有限な生涯のなかで諸々のタイムリミットの中で生きていて、不確実なうちに次々と決断をせまられ、非合理的な決断を重ねつつ一生を送る運命にある・・・(中略)・・・「わから

ぬ」(Non Liquet)と言って判断を避けることはできないのが裁判官である。・・・(中略)・・・
証拠が出尽くしてなお裁判官が確定的な心証を得られない場合、立証責任を負う側が負け
になる。これが現代民事訴訟法の原則である。昔は裁判官が「私にはわからない」といっ
て身を引くことが許されたり、性格が善良な方を勝たせたり、あるいは裁判官が性格が善
良と認めた方に宣誓させてその主張を真と認めたりしたらしい。・・・(中略)・・・しかし、「わ
からない」といって事件を放り出されたのでは、後の者が困るであろう。

長尾龍一「法学に遊ぶ」(日本評論社、1992年3月)

(注) 出題の便宜のために、上記引用文は一部省略や一部修正をしている。

問1 筆者は、私たちの実人生において真相不明はどのように処理されていると
言っているか、説明しなさい(50点)。

問2 上記の問題文を参考にして、科学上の真相究明と裁判上の真相究明の違
いは何か、あなたの考えを述べなさい(50点)。